

令和6年3月13日

『令和6年度地方財政計画、地方税法等の一部を改正する法律案並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案』に関する本会議質問 【全文】

立憲民主・社民 野田国義

立憲民主党の野田国義です。立憲民主・社民会派を代表し、ただいま議題となりました令和6年度地方財政計画、地方税法等の一部を改正する法律案並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

このたびの『令和6年能登半島地震』でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

1. 「政治とカネ」の問題解決について

「災害対応には、与党も、野党もありません」

ここに集う、多くの同志議員は、その意を同じくしていただけることでしょう。

しかしながら「物心両面にわたる支援を、与野党共に」と言いたいところではありますが、未だ全容解明に至らない、長年にわたる、自民党の「裏金づくりの問題」はいただけません。

被災地の方々にどうして顔向けできましようか！？

野党の力も借りて「被災地への支援」、そして「政治とカネの問題」、きれいにしていこう、解決していこう、そうお考えになりませんか。「総理とはお互い率直に意見交換し合える仲」と標榜する、元岸田派の林官房長官にお伺いします。

2. 「大臣規範」の遵守について

さて、今年、インボイス制度が導入されて初めての確定申告です。

「苦渋の決断」です。

なぜならば、免税事業者のままでは、納品先が税額控除をできなくなり、自分との取引を止められてしまうのではないかと懸念したからです。

ましてや、取引価格を上げなければ、大切な自分の手取りは、消費税分だけで丸々消えてしまうのではないかと、そうとも考えました。

そうなのです、取引先を失うか、税負担を増やす課税事業者となるか、悩みに悩んだ末の覚悟で、確定申告に臨んでいるのです。

しかしどうでしょうか、派閥のパーティー「キックバック」「中抜き」そして「使途不明」など、この「裏金問題」、その解明は中途半端のままです。到底、幕引きなど出来るはずもありません。

「国民には“納税”、“増税”で、自民は“脱法”、“脱税”なのですか」

個人事業主に、国民に、どうして説明できましようか！？

驚くべきことに、岸田総理ご自身が、令和4年だけで、政治資金パーティーを7回、1カ月半に1回という異常なペースで開催しているのではないですか。

ここまで開催する訳は、本当にパーティーがお好きで、自らが率先してお手本を示しているのだ、と受け止めざるを得ません。

先日の衆議院政治倫理審査会の場で、我が党の野田元総理の追及に対し、岸田総理は「総理在任中は政治資金パーティーを行わない」などと明言しました。

「これは「法律」ではなく、「大臣規範」であって、罰則もないので、守るに値せず、開催したものの勝ちだ」とでもおっしゃるのでしょうか。

周りからの進言がないと、止めないのでしょうか。この点について、令和4年に、ご自身でも合計7回の政治資金パーティーを開催し、総務大臣就任後も、2度のパーティーをそのまま開催している、松本総務大臣にお伺いします。

3. 政治家の「政治倫理」と内閣官房機密費の公開について

日本の「失われた30年」とは、自民党の派閥力学による政治が跋扈(ばっこ)していた中選挙区時代の、国民にとって大変不幸な「負の遺産」の時代であったと回顧せざるを得ません。

そうです、「今だけ・金だけ・自民だけ」の政治を、今こそ変えようではありませんか。

私は31年前、1993年、平成5年に、当時最年少で、福岡県の八女市長に当選させて頂きました。

その中で、当時、地方において、地方自治のブラックボックスと呼ばれていたのが、「市長交際費」でありました。

これは、地方自治法に規定されている、れっきとした「歳出予算区分の一つ」ではあるものの、“不名誉なネーミング”で揶揄(やゆ)されておりました。

「これは市長が市を代表し、外部の個人又は団体との“交際のために支出する費用”であり、地方自治体にとって、“円滑な行政運営を図ること”を目的に、対外的に、要する経費です。」との旨、説明を受けておりました。

であればこそ、市民から選んでいただいた“当時の私”、市長が、自らの行動を公に晒す事こそが、民主主義の原点、“市民目線”であると私は堅く信じて、八女市長としていち早く、堂々と公開するに至りました。

オープンにする事で市民のチェックが入り、市長辞職の時には、なんとその総額は五分の一になっていました。オープンな政治姿勢こそが、全国的な“うねり”ともなり、その頃、芽吹き始めた“インターネット”の普及の力(ちから)も、“功を奏し”、瞬く間に全国的なスタンダードとなりました。今では当たり前になっています。

そうなのです。「やれば出来る」のです。

政治家の「倫理」とは「一体どうなっているのか?」という、「国民の怒り」を真摯(まじし)に受け止めて、今回の「自民党の異次元の裏金づくり問題」をはじめ、一連の「政治とカネの問題」に真っ向から取り組む、絶好の、改革のチャンスではないですか。政治家の「倫理」とは如何お考えですか。林官房長官に伺います。

あなた方は、ここまでの事態にならないと、「国民心情」、「倫理」に向き合えないのですか。

この際、使い切りの“既得権益”とされている、内閣官房機密費(報償費)の「政策推進費」もオープンにしたらどうですか。総理を「長年の同志」と呼ぶ、元岸田派の林官房長官にお伺いします。

それでは、地方税法等の一部を改正する法律案に対して質問いたします。

4. 定額減税の実施について

まず総理肝いりの定額減税の実施について、総務大臣にお伺いします。

過去も1998年の橋本政権の特別減税などが行われてきましたが、貯蓄志向が強い日本では効果が出にくいとの受け止めが強くあります。

今回の定額減税について、IMFは、債務状況を悪化させる一方で、成長への影響は限定的だと疑問視しています。巨額の財源をつぎ込む割に、減税の効果も乏しいといわざるをえません。如何お考えですか。松本総務大臣に伺います。

住民税は自治体の基幹税です。住民税を利用した定額減税は、「歳入の自治」に逆行する

のではないですか。総務大臣のご所見をお伺いします。

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するためというのなら、即効性が最優先されるべきです。

しかし、年金生活者は本年10月の減税、給与所得者の控除対象配偶者を除く同一生計配偶者の定額減税分は来年6月以降の実施であり、即効性は全くありません。この点は如何ですか。松本総務大臣に伺います。

自治体の現場では、住民税の定額減税や低所得者支援、定額減税を補足する給付の実施についてのみならず、所得税減税そのものについての問い合わせも多く寄せられ、大きな負担となっていることについて、総務大臣の受け止めをお伺いします。

5. 賃上げ促進税制について

次に、「賃上げ促進税制」についてお伺いします。2023年の実質賃金は2・5%減となり、2年連続して減少し、1990年以降で最低水準となっています。

「賃上げ促進税制」は効果を上げているのですか。多くの企業は制度と関係なく賃上げをし、結果的に税制措置を受けたのではないかとの疑問もあります。

企業の7割近くが赤字法人で法人関係税を納めていない中、黒字企業あるいは大企業だけが減税の恩恵を受けることになり、中小企業の労働者との間の賃金格差を拡大させることになりかねません。

「賃上げ促進税制」制度の効果、有効性について、総務大臣のご所見をお伺いします。

6. 地方交付税法等の一部改正について

続いて、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、お伺いします。

所得税の定額減税に伴う交付税の減収分7620億円については、国費の補填はありません。

しかし2005年2月15日の衆議院本会議における小泉首相答弁等政府の見解では、法定率分は「地方固有の財源」であり、国の減税政策により影響が生じることについて、たとえ総額が確保されたからといって許容すべきものではないと考えます。

そこで、国の政策による減収分は、国費で補填すべきではないですか。交付税総額は確保されているといいますが、少なくとも本来の交付税額を圧縮してしまったのではないですか。総務大臣のご所見をお伺いします。

7. 一般財源総額実質同水準ルールについて

次に「一般財源総額実質同水準ルール」についてお伺いします。

2024年度までは、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2021」にもとづいて、2021年度の一般財源総額を実質的に下回らないようにする「一般財源総額実質同水準ルール」のもとで運用されてきました。

このルールが地方財政運営に果たしてきた役割についてどのように評価されているか、総務大臣のご認識をお伺いします。

人口減少社会を背景に、人への投資や子育て支援をはじめとする新たな財政需要が見込まれ、これに加えて物価が高い水準で推移し、インフレ基調が続くことが予想されます。

「一般財源総額実質同水準ルール」は今回で終了しますが、今後、どのように対応されるかについて、総務大臣のご所見をお伺いします。

最後に、能登半島地震の復興支援に地方財政の面でも万全を期していただきたくととも、従来の中央集権的なシステムから脱却し、分権、自治の花開く社会を目指し、人口減少

時代に持続可能な地方税財政制度のあるべき姿を描いていかなければならないことを申し上げ、質問を終わります。